

株式会社メイツ長野

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

女性活躍推進法に基づき、次のとおり行動計画を策定する。

【計画期間】

令和4年4月1日～令和9年3月31日

【目 標】

計画期間内に将来の育成を目的とした教育訓練のための研修を実施し、男女ともに対象になる層の60%以上の労働者に受講させる。

【実施時期・取組内容】

令和4年4月～ 将来の育成を目的とした教育訓練の実施内容と対象者について検討する。

令和4年4月～ 対象労働者全員に受講勧奨後、将来の育成を目的とした教育訓練を実施する。

株式会社メイツ長野 行動計画

令和7（2025）年 3月 1日

従業員が仕事と子育ての両立を図り、能力を十分に発揮できる雇用環境を整えていくため、以下の行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和7(2025)年4月1日～令和12(2030)年3月31日（5年間）

2. 内容

目標1：育児休業・介護休業等に関する諸制度の活用促進を図る。

<対策>

- 令和7年4月～ 「育児・介護休業等に関する規定の規定」（令和7年度改定版およびそれ以降）の内容について従業員（派遣スタッフ）に周知する
従業員（派遣スタッフ）の登録・派遣時における諸制度の説明を徹底する
妊娠・子育て期の従業員（派遣スタッフ）の労働条件には特に配慮し、相談を常時受け付けられるよう社内体制を整える
- 令和7年10月～ 派遣先と協力し、派遣先の実情を踏まえつつ従業員（派遣スタッフ）が子育てと両立して働きやすい柔軟な勤務体制を検討し、整えていく

目標2：年次有給休暇の取得率を向上させる。

<対策>

- 令和7年4月～ 有給休暇の取得状況を確認するとともに、取得率の向上を呼びかける
取得率の良くない従業員には、個別に意見を聴くとともに、派遣先にも働きかけ、取得率の向上を図る